

答 申

平成29年12月

次世代に向けた兵庫県警察の
組織の在り方を考える懇話会

目次

答申の要旨	1
はじめに	2
1 兵庫県警察の現状	
(1) 犯罪情勢等	4
(2) 予算関係	4
(3) 施設関係	4
(4) 警部派出所の現状	5
(5) 自治体との連携	6
2 兵庫県警察の抱える問題点	
(1) 専門的、広域的な対応	7
(2) 警察署間における業務負担の較差	7
(3) 小規模警察署の脆弱性及び非効率性	8
(4) 警部派出所の問題点	8
(5) 交番及び駐在所の業務負担	8
(6) 実質的不在交番の問題	8
(7) 駐在所勤務の在り方	9
(8) 警察官の業務負担の増加	9
3 組織改革及び業務改革の必要性	11
4 組織改革及び業務改革の方向性	
(1) 警察本部	13
(2) 警察署	13
(3) 警部派出所	14
(4) 交番及び駐在所	14
(5) 再編整備後の治安対策	15
(6) 人的基盤の強化	15
(7) 警察施設の計画的な維持管理及び装備資器材の高度化による警察力の向上	16
おわりに	17

答申の要旨

当懇話会は、社会情勢の変化に対応した警察のさらなる機能向上とそれを支える組織改革が喫緊の課題だと考え、兵庫県警察本部長に対し、早急に抜本的な取組を講じることを求める。

1 時代の変化に的確に対応できる組織の再構築

- 近年増加しているストーカー・DV・各種虐待等の事案、特殊詐欺、サイバー犯罪等の治安上の新たな脅威に的確に対応するため、それらの犯罪に専門的かつ広域的に対応する警察本部の捜査体制を充実させることが必要である。
- 情報通信技術の革新的な発展などの社会情勢の変化に伴い、高度化・複雑化した犯罪に的確に対応するため、一人一人の警察官の知識、技能を向上させるとともに、装備資器材の高度化に努めるなど、常に捜査環境の充実を図る必要がある。

2 組織体制のより効率的・効果的な運用を通じた警察機能の向上

- 署員数の少ない小規模警察署に対して、限られた人員と装備資器材を分散投資することは、一つ一つの警察署の事件・事故への対処能力を脆弱にしている。大胆な集約化を推進することにより、捜査体制等の充実や事案対処能力の強化を図ることが求められる。
- 県下に701箇所設置されている交番・駐在所については、交番等の存在が地域住民の安心感の醸成に果たす役割に配意しつつ、小規模警察署の場合と同様に集約化によって、高度な装備資器材への投資と十分な人員の確保が必要だと考える。
- 働き方改革による労働環境の見直し等を行うことで、有望な若い人材を確保するとともに、一人一人の警察官が能力向上に自主的に取り組める環境を整備する必要がある。

知識・経験が豊富な警察官OBの市町などでの再雇用を一層拡大するとともに、警察官OB一人一人の負担量に配慮した無理のない労働環境を整備する必要がある。

はじめに

兵庫県民の安全と安心を担う兵庫県警察を取り巻く環境は、近年、大きく変化している。高速道路網の整備や大量輸送手段の発達、情報通信技術の進展、少子高齢化・人口減少の進行、都市部と非都市部の人口格差の拡大、訪日外国人の急増などにより、社会環境の急激な変化が進んでいる。また、治安情勢を見ると、ストーカー・DV・各種虐待等の事案、振り込め詐欺などの特殊詐欺、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪、外国人による犯罪、国際テロ等といった新たな脅威が増大し、犯罪はますます高度化・複雑化している。

これに対し、兵庫県警察の組織体制は、平成18年度の警察署の再編整備以降、大規模な見直しに着手しないまま現在に至っている。高度化・複雑化した犯罪に対応する装備資器材の充実、施設への投資、人員の再配置と能力向上が今こそ求められている。新たな課題への十分な対応力を備えた兵庫県警察の組織の在り方について抜本的な調査・研究を行う必要性が高まっている。

このような中で、警察本部長の諮問機関として「次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会」が平成29年5月19日に設置され、未来を見据えた兵庫県警察の機能強化のための改革を警察本部長に答申することになった。

懇話会は、警察当局から現状報告を受け、警察署や交番等への視察も交えながら、6回にわたる討議を重ねてきた。その結果、犯罪の高度化・複雑化等の課題に対し、限られた財源と施設・装備の老朽化の中でも、職員的情熱と努力によって県警察が治安を維持してきたことは十分理解できた。しかし、今後も人口減少・少子高齢化が引き続き深刻化していく中で、警察を取り巻く課題に効率的かつ効果的に対処するためには、警察機能の一層の強化に向けた大胆な組織改革が必要である。

大都市と農山漁村、沿岸部と山間部、日本海側と太平洋側、島しょ部と様々な地域で構成される兵庫県は、「日本の縮図」と言うこともできる。警察力の一層の高度化・機能強化のため、ここで兵庫県警察が改革の先導を担うことは、

大きな意義を持つものとする。

以上のような現状及び課題に対する認識をもとに活発な討議を踏まえて、懇話会はこの度、県警察が目指すべき組織改革の方向性について答申を取りまとめるに至った。

「県民の安全を守る力強い兵庫県警察」が実現することを強く祈念する。

1 兵庫県警察の現状

(1) 犯罪情勢等

ここ10年の間、兵庫県内における刑法犯認知件数及び人身交通事故発生件数は減少傾向が続いている。しかし、110番通報受理件数はほぼ横ばい状態であり、警察に対する県民の需要と期待は減少していない。ストーカー・DV・各種虐待等の事案の取扱いは大きく増加している。

さらに、社会不安や犯罪の高度化・複雑化はますます警察に対する需要と期待を高めている。暴力団の分裂による対立抗争、特殊詐欺、サイバー犯罪、外国人による犯罪、国際テロなどのように県民の生活を脅かす新たな脅威や問題も出現している。また、高齢運転者対策などのように、高齢者の増加などの社会構造の変化に伴う問題への対応も増えており、警察の業務負担は一層増大している。

(2) 予算関係

兵庫県は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復旧・復興のために多大な財政負担を強いられ、現在も行財政構造改革を推進中である。兵庫県警察も兵庫県の機関の一員として、限られた予算のより有効かつ効果的な執行が求められる。

一方で、一層高度化・複雑化する犯罪への的確な対応や業務の効率化等への課題に対処するために必要なインフラ整備の重要性も、年々増大している。既存の施設の老朽化による更新だけでも大きな財政負担となっているだけでなく、業務の効率化のためのコンピュータ端末の導入や女性警察官に配慮した施設整備のための財源確保も大きな課題である。

(3) 施設関係

兵庫県警察では、現在、県内に49警察署を設置している。この警察署数

は全国で5番目に多い。この中で、定員100人未満の警察署が17箇所となっており、全体の3割を超えている。

平成29年4月1日現在、県内の警察署全体の約3割に当たる15箇所が建築から40年を経過して老朽化が進んでおり、当面、耐震化工事の実施等による施設の長寿命化を図って対応している。

また、交番及び駐在所を見ると、交番は全国で4番目に多い426箇所であり、駐在所は全国で2番目に多い275箇所である。交番と駐在所を合わせた施設数は701箇所となっており、全国で3番目に多い。近年、全国的な警察施設の集約化の中で、特に警察署と駐在所の施設数は大きく減少しているにもかかわらず、兵庫県下では平成18年度以降、警察施設の集約化等による大規模な見直しは今日まで行われてこなかった。

警察署と同様、交番及び駐在所の施設の老朽化も進んでおり、特に駐在所では、平成28年4月1日現在、その約3割が耐用年数（木造25年）を超過している。

このため、交番と駐在所を合わせて701箇所もの施設を、今後とも維持管理しながら建替更新を進めていくことは、将来における財政負担を大きく背負い続けることとなる。

(4) 警部派出所の現状

警部派出所は、かつて警察署が設置されていた地域に、警察署廃止後の地域住民の利便性を確保するため、許可等事務や運転免許証の更新事務等の行政窓口が置かれた施設であり、現在県下に9箇所設置されている。

警部派出所の事務取扱件数は、その設置された地域における人口の減少等の結果、近年減少している。

1日当たりの警部派出所での平均取扱件数は、生活安全関係の許可等事務で約0.3件、運転免許更新申請等で約6.6件と僅少となっている。これは、

警察署窓口では生活安全関係の許可等事務で約2.8件、運転免許更新申請等で約28.0件であるのと比較しても相当少ないと言えよう。

(5) 自治体との連携

防犯活動や交通安全活動は、犯罪の発生を未然に防止し、重大な犯罪への対処に注力するためにも重要である。これらの活動は自治体と連携し一体となって取り組むことが効果的である。神戸市中央区、同市北区、西宮市、尼崎市、姫路市及び豊岡市では、一つの行政区域を分割して複数の警察署が管轄している結果、一つの自治体に対して連携を図るべき警察署が複数存在している。そのことで、地域一体となった取組を行う際の調整等の負担が生じている。

2 兵庫県警察の抱える問題点

(1) 専門的、広域的な対応

ここ10年の間で、犯罪情勢は大きく変化しているが、近年増加しているストーカー・DV・各種虐待等の事案、特殊詐欺、サイバー犯罪等は、その対応に当たって高度な判断や、新たな手口、情報技術に関する専門的知識等が必要となるとともに、警察署の管轄区域や都道府県境、場合によっては国境を超えて対応する場合がある。そのため、これまでとは異なり、警察署だけでは十分な対応が困難となっている。既に警察本部による警察署への支援の重要性が増大しているが、現在の各事案に応じた警察署への支援体制は十分であるとは言い難い。各地域での様々な事案に対して柔軟に対応できる警察本部の組織整備が、効率的かつ効果的な警察行政の実現のための大きな課題となっている。

(2) 警察署間における業務負担の較差

非都市部を管轄する警察署では、人口の減少に伴い取扱件数等が減少していることから、業務量に見合った警察官の配置となるよう随時見直しを行ってきた。一方で、管理部門や交番、駐在所等の必ず配置せざるを得ないポストがあり、相当の人員がそうしたポストに配置されている。そのため、都市部の繁忙な警察署への人員の配置が困難となっている。

その結果、警察署間で業務負担の較差が生じており、警察官1人当たりの業務負担を最も高い警察署と最も低い警察署で比較すると、刑法犯認知件数で約6.0倍、人身交通事故発生件数で約9.5倍となっている。地域の治安実態に即した治安力の向上のためには、警察官の業務負担の平準化・公平化も「働き方」改革の中で大きな課題となっている。

(3) 小規模警察署の脆弱性及び非効率性

小規模警察署においても、管轄区域内の全ての事件・事故に対応することが必要である。夜間、休日はいわゆる宿直をしているわずかの警察官だけで対応しており、事件・事故の発生時に当該事案に応じた専務員が不在の場合もある。その結果、同時に事件・事故が発生した場合や凶悪事件が発生した場合、交番又は駐在所勤務員の転用勤務、専務員の自宅からの呼出し等により対応することとなり、初動対応に支障を来すおそれがある。小規模であっても身近な警察署は地域住民に安心感を与えるが、事件解決に十分な組織体制となっていない現実の解消が大きな課題となっている。

(4) 警部派出所の問題点

1 (4)で述べたとおり、警部派出所の1日の取扱件数は僅少となっており、警察官全体の業務負担のバランスからみて、勤務員を配置することが非効率な状態となっている。庁舎の老朽化も進んでおり、今後も現状のまままで存続させるべきかどうか検討すべき課題である。

(5) 交番及び駐在所の業務負担

交番及び駐在所については、人口の減少など社会情勢の変化に伴い、平成16年度及び平成17年度の2箇年で32交番等を廃止するなどの見直しを行った。しかしながら、その後も、担当区域内の人口や取扱件数が大きく変化している地域もあり、勤務員の業務負担に較差が生じている。地域の安全安心の拠り所として適切な警戒力を確保する観点からも、このような較差の解消が課題となっている。

(6) 実質的不在交番の問題

県下の交番の約4分の1は、一人勤務により運用されている。一人勤務

体制の交番で警察官が所外活動を行った場合は、必然的に警察官の不在時間が発生してしまうこととなる。

また、ほぼ全ての交番に、非常勤嘱託員の交番相談員を配置し、警察官の不在時の対応や警察官の業務支援を行っている。しかし、交番相談員制度の運用時間は限られており、夜間等の警察官不在時の対応が、やはり大きな課題となっている。

(7) 駐在所勤務の在り方

駐在所は、勤務員が家族を帯同して赴任し、駐在所に住み込むことを前提とした制度である。これまでは、長年駐在所で勤務する警察官は、「駐在さん」と呼ばれ、地域に密着した活動を行っており、地域住民からも親しまれている。

一方、女性の社会進出の拡大に伴い、夫婦共働き世帯も増加していることからすれば、家族全員で赴任することや専業主婦であることを前提とした現行の駐在所勤務の在り方について検討の必要性がある。

(8) 警察官の業務負担の増加

増加する相談業務やストーカー・DV・各種虐待等の事案は、その内容が多岐にわたることに加え、最初の対応の如何によっては後に重大事件に発展するおそれもあり、慎重な対応が必要となる。結果として、これまで以上に対応には時間と人員を要している。

また、犯罪捜査において客観証拠が重視されている中、高度な科学捜査を推進するための機器が十分に整備されておらず、捜査活動に支障を来している。最新の情報技術を悪用した犯罪に対し、装備資器材が不十分だという理由で警察が後手に回ることが避けなければならない。

ワークライフバランスや働き方改革の取組が社会で広がっている今日に

において、警察官の業務負担は増大しており、それらの実現の面でも課題となっている。特に女性警察官の出産・育児によって、十分な人的補充が行われていないことは、現場の警察官への負担を増やすこととなり、結果として女性警察官の出産・育児を萎縮させてしまうおそれもある。女性用トイレや休憩室の整備が遅れている点も大きな問題である。

一方で、警察官の採用活動においては少子化等の影響から人材が集まりにくい情勢にあり、定員に対し欠員が生じている。少子化の中で、「魅力ある労働環境」を整備することは、警察官志願者を引き寄せ、そして離職させないためにも大きな課題である。

3 組織改革及び業務改革の必要性

これまで見てきた社会情勢の変化に柔軟に対応し、兵庫県警察が直面している課題や問題点を解決するため、懇話会は、兵庫県警察の組織改革が急務であると考えている。そのため、次の3点に留意した改革が重要となる。

- 1 高度化・複雑化する新たな犯罪に対する警察機能の強化
- 2 限られた財源や人員の下での従来の地域社会における警察機能の維持・拡大
- 3 男女共同参画社会の実現や「働き方」改革の先駆けとなるような労働環境の改善と有能な人材確保のための魅力ある職場づくり

これらの改革を実現するためには、専門的・広域的な対応を担う部署を増強するとともに、警察署、交番等の配置についても「選択と集中」が必要であり、抜本的な業務改革も求められる。

施設の集約化は、管轄範囲の拡大や住民との物理的距離の拡大をもたらすかもしれないが、道路網や情報通信網が整備されている限りにおいて、わずかな警察官を広範囲に分散配置するよりも、より高度な治安サービスの提供が可能である。いくつかの中核拠点に人員を集約することで、むしろ、広域化した担当区域での警察機能の維持・拡大が実現するだろう。

また、人員や装備資器材の集中配置によって、有事の際には、複数の警察官による現場対応や、専門的知識・技能を有する捜査員の派遣等、より高度な事案対応が可能となる。さらに、再編整備を通じて、警察施設の総量が縮減されることにより、各施設のより適切な維持管理と不足する装備資器材の充実を図ることも期待できる。

限られた人員の中でこれらの実現を図る観点からも、十分に地域社会の声に耳を傾け、条件に見合う地域的条件を精査しつつ、警察署、交番等の再編を含めた組織改革と業務改革に着手することが求められる。

また、警察署の管理部門等の人員をスリム化し、業務負担の高い警察本

部及び警察署の実働部門に再配置することにより、業務負担の均衡化や警察署における初動対応及び事案対処能力の向上も期待できる。

懇話会としては、これら一連の警察組織の改革を通じて、警察機能を強化することが必要不可欠と考える。これらの改革を通じてこそ、警察署、交番等の再編整備に対する地域住民の不安を払拭し、安全安心をより高めることにつながると確信する。

4 組織改革及び業務改革の方向性

(1) 警察本部

ア 専門的知識等が必要な事案への対応

ストーカー・DV・各種虐待等の事案、特殊詐欺、サイバー犯罪等はその捜査に専門的知識及び技能が必要であり、警察本部が主体となって対処すべき事案である。そのため、それらの犯罪に専門的な対応ができる体制の充実を図るとともに、専門的な知識を有した捜査員の育成も推進しなければならない。

イ 広域的対応が必要な事案への対応

警察署の管轄区域や都道府県境を超えて広域的な捜査を可能とするため、事案に応じて適宜、捜査員を増員配置して警察署を支援する体制を増強するなど、事案発生時の広域的な対応力を強化する必要がある。

(2) 警察署

ア 警察署再編整備の必要性

小規模警察署の非効率性及び脆弱性を解消し警察署としての機能を高めるため、隣接警察署との再編整備を行い、管理部門等の人員を削減して実働部門の割合を向上させるとともに、警察署を大規模化することにより、夜間体制の充実を図り、事案対処能力の強化と業務の効率化を図るべきである。警察署の大規模化により、警察署専務員の体制が充実することで、地域住民からの各種相談等への迅速な対応と早期解決が期待できるとともに、交番勤務員等においても専務員の事件処理の応援に当たる機会が減少することで、本来業務である街頭活動をより充実させることが可能となり、地域住民への治安サービスの向上につながるようになる。

また、再編整備に際しては、管理部門等のスリム化により捻出された

人員を警察署実働部門に配置し、警察署間の業務負担の較差を改善するほか、警察本部の専門性又は広域性の高い部門の実働員として配置することに留意すべきである。

イ 行政区域と管轄区域の整合

自治体の規模が大きい場合や特殊な事情がある場合には複数の警察署で分割して管轄することもやむを得ないが、警察行政や自治体との連携による活動をより効率的に行える体制を検討し、その上で自治体の行政区域と警察署の管轄区域の整合についても考慮することが望ましい。

(3) 警部派出所

警部派出所は行政機能のみを備えた施設であるが、設置当時とは交通事情や管内人口等が変化し、取扱件数も減少している状況を踏まえ、人員配置の非効率性を解消するため、今後の在り方について廃止を含めて検討していく必要がある。

(4) 交番及び駐在所

ア 交番

交番については、不在交番の解消、機能の強化及び勤務員の業務負担の較差の是正を実現するため、業務負担の低い交番等を再編整備することで大規模化を図り、勤務員の集中的な運用と常に警戒力を保持できる体制の確立を図ることが必要である。

交番の配置を見直し、必要な地域に必要な警察官を効率的に配置することにより、有事の際は複数の警察官を迅速に現場臨場させることができ、地域の安全安心に寄与することが可能となる。

今後は、交番における警察官の不在時間を縮減するなど、顔が見える警察官を目指すとともに、地域社会とのつながりを深める活動を推進し、

地域住民の安心感の醸成に努めることが必要である。

イ 駐在所

駐在所については、担当区域内の人口、取扱件数等が著しく減少している地域について、その在り方を検討し、隣接の交番又は駐在所と統合するなどの再編整備により、新たな体制で治安維持に当たることも検討すべきである。ただし、駐在所は地域社会とのつながりが強いことから、担当区域や統合先の地域性等を勘案した上で十分な検討が必要となる。

また、駐在所の勤務形態については、男女共働き世帯の増加など社会情勢の変化を踏まえ、家族と共に居住しながら勤務することを必ずしも前提としない勤務形態を含め、柔軟な検討が求められる。

(5) 再編整備後の治安対策

警察署、交番等が再編整備された地域においては、従来と変わらない地域住民の安全安心を確保するため、大規模化された交番の勤務員等によるパトロールの強化や、元警察署庁舎を交番として利用するなどの方法を検討するとともに、地域住民にも十分な説明を行い、将来にわたっても治安維持機能が保たれることについて十分な理解を得る必要がある。

(6) 人的基盤の強化

ア 積極的な採用活動

少子化等の影響により、多数の有能な警察官を採用することは容易ではない。しかし、業務負担の増大に対応するためには、一人でも多くの警察官を採用することが必要であり、積極的な採用活動を行うことが求められる。

警察官志願者を増加させるためには、兵庫県警察の魅力を高めることが重要である。そのような観点からも、警察官の業務負担の改善や、働

き方に対する価値観、意識の改革を行い、ワークライフバランスの推進を図るとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に努めるなど、魅力ある職場づくりを推進することが必要である。

イ 人材の育成・活用

現在勤務している職員についても、犯罪情勢の変化に対応するため、より高度な知識、技能を習得させるなど人材の育成に努めるとともに、自主的に能力や技能の向上を図ることができる環境の整備を進める必要もある。また、警察や市町などで、豊富な知識と経験を有する警察官OBや再任用警察官が活用できるポストを拡大していくことで、組織全体として警察機能を担う人材を強化することが求められる。

(7) 警察施設の計画的な維持管理及び装備資器材の高度化による警察力の向上

現在の警察施設は、数が多いだけでなく、老朽化が進んでいるが、その全てをそのまま整備更新していくことは合理的でない。災害時の対応や、勤務員の勤務環境の改善のためにも、今後の人口動態、事件・事故の発生件数等を的確に見極めながら、必要な施設やその規模を検証し、計画的に維持管理を行っていく必要がある。

施設の再編整備により経費節減を図る一方で、犯罪情勢の変化に的確に対応するための装備資器材の高度化を始めとする現場捜査活動に予算を重点配分することにより、更なる警察力の向上が期待できる。

おわりに

警察の存在意義は、警察法第2条に規定している警察の責務を果たし、県民の安全安心を確保することであり、そのために警察組織は、限られた人員を効率的に運用し、県民の期待する成果をあげていく必要がある。

この答申は、兵庫県警察を取り巻く現状や抱える問題点を明らかにし、組織改革及び業務改革の方向性を導き出したものであるが、今後、それらに着手する際は、県民の警察行政に対する理解が不可欠である。

機能の向上を強調するあまり、効率性、合理性のみを追求するのではなく、地域住民との関係にも十分な配慮が必要であり、そのため、県民、関係機関等と十分な意見調整を行い、三者が協働して地域の治安対策に取り組むことができる警察組織にすることが求められる。

今後も変化を続ける社会情勢に対し、その時代に応じた、より効率的かつ効果的な治安維持活動を行える警察組織にするため、継続的に組織の在り方を検討し、県民が安全で安心して暮らせる兵庫県を将来にわたって実現することを心から期待する。

平成29年12月26日

次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会

座長	北村 亘
副座長	五百旗頭 真
委員	石橋 伸子
委員	北野 美智子
委員	下村 俊子
委員	武内 重治
委員	戸田 善規
委員	西海 恵都子
委員	橋本 猛伸
委員	原 孝
委員	蓬萊 務
委員	山下 淳
委員	米田 壯